

令和2年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予算議案)

議案1 令和2年度小樽市一般会計補正予算

議案2 令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

議案3 令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

議案4 令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案5 令和2年度小樽市病院事業会計補正予算

議案6 令和2年度小樽市水道事業会計補正予算

議案7 令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案8 小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案

福祉部及び医療保険部を廃止し、こども未来部及び福祉保険部を新設するなどの組織改革を行うとともに、関係条例の整備等所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

《関係条例》

- ① 小樽市子ども・子育て会議条例
- ② 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例
- ③ 小樽市福祉に関する事務所設置条例

議案9 小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案

【資料】

北海道新幹線建設に伴い、奥沢5丁目所在の山林の一部に区分地上権を設定する目的で山林を分筆したことにより、その所在地及び地積を変更するもの

施行期日 公布の日

議案10 小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例案

市町村合併による町名変更（穂別町→むかわ町）に伴い、山林の所在地の表記を変更するもの

施行期日 公布の日

議案11 小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例案

地方税法の一部改正（令和2年3月31日公布、令和3年1月1日施行等）により、地方税の延滞金等の特例基準割合の見直しが行われたことに準じ、当該割合を規定している条例の整備を行うとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年1月1日

《改正条例》

- ① 小樽市債権管理条例
- ② 小樽市国民健康保険条例
- ③ 小樽市介護保険条例
- ④ 小樽市後期高齢者医療に関する条例
- ⑤ 小樽市水洗便所等改造資金貸付条例

《主な改正内容》

ア 特例基準割合（平均貸付割合+1%）の用語変更（特例基準割合→延滞金特例基準割合）
…改正条例①から⑤まで

イ 徴収猶予期間に係る猶予特例基準割合（平均貸付割合+0.5%）の創設
…改正条例②及び③

ウ 所要の改正（文言整理）
…改正条例⑤

《（参考）地方税の延滞金等の特例基準割合の見直し》

区分	改正前	改正後
延滞金	原則 <u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) + 7. 3 %	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) + 7. 3 %
	1か月以内等 <u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) + 1 %	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) + 1 %
	徴収猶予 <u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%)	<u>猶予特例基準割合</u> (平均貸付割合+0. 5%)
還付加算金	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%)	<u>還付加算金特例基準割合</u> (平均貸付割合+0. 5%)

※ 平均貸付割合…銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に毎年財務大臣が告示する割合（現在0.6%）

議案12 小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

厚生労働省が定める旅館業及び公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正（令和元年9月19日施行）に伴い、浴室設備の消毒を行う頻度等の衛生管理基準を見直す（集毛器→毎日清掃・消毒、シャワー設備→1週間に1回以上通水などを義務付ける）とともに、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げる（12歳→10歳）ほか、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案13 小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

第1種電柱等の道路占用料を減額改定するもの

※ 道路法施行令に準じた単価となるよう、令和2年度から令和5年度に掛けて減額改定するもの（今回は令和3年度分の改定）

《減額改定の例》

第1種電柱（1本につき1年） 877円→754円

電柱等に添加する看板（表示面積1m²につき1年） 2,642円→2,204円

施行期日 令和3年4月1日

議案14 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和2年8月27日公布、令和3年4月1日施行）に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大（50キロワット→200キロワット）するとともに、火災予防上必要となる措置（急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準（細目）の改正・消防長への事前届出など）を追加するほか、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案15 工事請負変更契約について

（仮称）消防署手宮支署新築工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 4億3,560万円

変更後 4億3,743万7,000円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・福島・西條共同企業体

議案16 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市鯉御殿の指定管理者として、引き続き株式会社小樽水族館公社を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 32,876千円（5年）

議案17 公の施設の指定管理者の指定について

各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）の指定管理者として、引き続き協和総合管理株式会社を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 443,356千円（5年）

議案18 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市事業内職業訓練センターの指定管理者として、引き続き小樽地方職業訓練協会を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 6,665千円（5年）

議案19 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市錢函市民センターの指定管理者として、引き続き小樽市錢函連合町会を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 32,000千円（5年）

議案20 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市身体障害者福祉センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 113,090千円（5年）

議案21 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 186,500千円（1年）

議案22 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり、各市営住宅の集会所（会館）の指定管理者として、引き続き各市営住宅集会所（会館）の管理委員会を指定するもの

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 錦糸住宅集会所 | ～ 錦糸住宅集会所管理委員会 |
| ② 桜東住宅会館 | ～ 桜東住宅会館管理委員会 |
| ③ 桜E住宅集会所 | ～ 桜E住宅集会所管理委員会 |
| ④ 若竹住宅集会所 | ～ 若竹住宅集会所管理委員会 |
| ⑤ 勝納住宅集会所 | ～ 勝納住宅集会所管理委員会 |
| ⑥ 松ヶ枝A住宅集会所 | ～ 松ヶ枝A住宅集会所管理委員会 |
| ⑦ 入船住宅集会所 | ～ 入船住宅集会所管理委員会 |
| ⑧ 最上A住宅集会所 | ～ 最上A住宅集会所管理委員会 |
| ⑨ 緑A住宅集会所 | ～ 緑A住宅集会所管理委員会 |
| ⑩ 手宮公園住宅会館 | ～ 手宮公園住宅会館管理委員会 |
| ⑪ 祝津住宅かもめ会館 | ～ 祝津住宅かもめ会館管理委員会 |

※ 選考方法 任意

(追加予定議案)

- ・ 小樽市公平委員会委員の選任について

関 口 正 雄 氏 令和2年12月31日任期満了

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について

高 橋 房 子 氏 令和3年3月31日任期満了

加 藤 孝 憲 氏 令和3年3月31日任期満了

西 尾 弘 美 氏 令和3年3月31日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。